

綾瀬市
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
進行管理・評価報告書
(令和3年度実績)



令和5年2月

綾瀬市

— 目 次 —

I 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の 進行管理・評価について	P. 1
1. 綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について	P. 1
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について	P. 2
II 「令和3年度の目標」の進行管理・評価	P. 4
目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	P. 4
目標2 地域生活支援拠点等の整備	P. 6
目標3 福祉施設から一般就労への移行等	P. 8
目標4 障がい児支援の提供体制の整備等	P. 10
目標5 相談支援体制の充実・強化等	P. 14
目標6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに 係る体制の構築	P. 16
III 障害福祉サービス等の実績	P. 18
1. 障害福祉サービス・相談支援	P. 18
2. 障害児通所支援・障害児相談支援	P. 18
3. 地域生活支援事業	P. 19
4. 発達障がい者等に対する支援	P. 19
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	P. 20
IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～評価会議委員からの意見～	P. 21
V 参考資料	P. 22
1. サービスの種類と内容	P. 22
2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に 係る評価会議委員名簿	P. 25

I 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進行管理・評価について

1. 綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

(1) 概要

綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量を定めた計画で、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としています。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、「令和3年度の目標」として6つの目標を掲げるとともに、必要なサービス量の見込みを各年度に設定しています。

【令和3年度の目標】

- 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 目標2 地域生活支援拠点等の整備
- 目標3 福祉施設から一般就労への移行等
- 目標4 障がい児支援の提供体制の整備等
- 目標5 相談支援体制の充実・強化等
- 目標6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【必要量の見込を設定しているサービスの種類】

障害福祉サービス等	①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③居住系サービス ④相談支援
障害児通所支援等	①障害児通所支援 ②障害児相談支援
地域生活支援事業	①相談支援事業 ②意思疎通支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤重度障害者移動支援事業 ⑥住宅改良費助成事業 ⑦地域活動支援センター ⑧その他事業
発達障がい者等に関する支援	①発達障がい者等に対する支援
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る支援	①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について

(1) 評価体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価については、これまで、本市の保健福祉関連計画とともに、綾瀬市保健福祉マスタープランで位置付けられている「綾瀬市保健福祉サービス推進委員会」において実施してきました。綾瀬市保健福祉マスタープランの計画期間満了に伴い、綾瀬市保健福祉サービス推進委員会が廃止されたことから、令和3年度（令和2年度実績の評価）より、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」（以下、「あやとも協議会」という。）において進行管理・評価を行っています。

令和4年度は、計画の進行状況（実績の報告）及び市が行った評価を踏まえ、あやとも協議会から選出された5名の委員による評価会議において評価を行い、その結果をあやとも協議会へ報告し、計画の進行状況の確認と令和3年度実績に対する評価を決定しました。

(2) 評価方法

令和3年度の目標として設定した6つの目標について、PDCAサイクルの視点でまとめた「綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画進行管理・評価シート」を作成し、5段階の評価基準により、市による評価及び評価会議による評価を行いました。

また、各サービスの見込量に対する実績については、計画期間である令和3年度の実績と令和3年度実績に対する評価をまとめています。

【6つの目標の評価基準】

区分	指 標（下段は計画期間最終年度の指標）
A	順調に進んでいる 計画どおり実行でき、目標（目的）も達成できた
B	概ね順調に進んでいる 計画どおり実行できない部分もあったが、概ね目標（目的）は達成できた
C	進捗がやや遅れている 計画どおり実行できない部分もあったが、目標（目的）の5割程度は達成できた
D	進捗が遅れている 計画どおり実行できない部分があり、一部の目標（目的）しか達成できなかった
E	計画達成困難（計画最終年度を待たず、達成が困難） 計画未達成（計画どおり実行できず、目的も達成できなかった）

Ⅱ 「令和3年度の目標」の進行管理・評価

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】	計画期間		令和3年度 ～令和5年度																																	
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>入所者の地域生活移行には、中長期的な視点からサービス内容の周知、利用方法、提供体制など様々な課題解決を図るとともに、当事者等の意向を尊重して取り組む必要があります。</p> <p>自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、地域での生活の場となるグループホームの充実を図るとともに、日中活動の場の確保を進めていきます。</p> <p>また、地域での生活を安心して継続していけるよう、地域定着支援や障がい児者相談支援センターでの一般相談支援事業等の相談体制の確保を継続していきます。</p>																																				
	<p>＜具体的目標＞</p>																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数 値</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末の入所者数 (A)</td> <td>78人</td> <td>令和元年度末の数</td> </tr> <tr> <td>【目標値】地域生活移行 (B)</td> <td>5人 (6%)</td> <td>(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値</td> </tr> <tr> <td>新たな施設入所利用者 (C)</td> <td>3人</td> <td>令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>令和5年度末の入所者数 (D)</td> <td>76人</td> <td>令和5年度末の利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>【目標値】入所者減少見込み (E)</td> <td>2人 (1.6%)</td> <td>差引減少見込み数 (A-D)</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	数 値	考 え 方	令和元年度末の入所者数 (A)	78人	令和元年度末の数	【目標値】地域生活移行 (B)	5人 (6%)	(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値	新たな施設入所利用者 (C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み	令和5年度末の入所者数 (D)	76人	令和5年度末の利用人員見込み	【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (1.6%)	差引減少見込み数 (A-D)															
	項 目	数 値	考 え 方																																		
	令和元年度末の入所者数 (A)	78人	令和元年度末の数																																		
	【目標値】地域生活移行 (B)	5人 (6%)	(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値																																		
	新たな施設入所利用者 (C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み																																		
令和5年度末の入所者数 (D)	76人	令和5年度末の利用人員見込み																																			
【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (1.6%)	差引減少見込み数 (A-D)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">実 績</th> <th rowspan="2">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> <td>0人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>施設入所者の減少数 (A-D)</td> <td>2人増</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>2人減</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末の入所者数 (A)</td> <td colspan="4">78人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各年度末の入所者数 (D)</td> <td>80人</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>76人</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	実 績				目標 (R5年度末)	R 3	R 4	R 5	合計	令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人			0人	5人	施設入所者の減少数 (A-D)	2人増			—	2人減	令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—	各年度末の入所者数 (D)	80人			—	76人
項 目	実 績				目標 (R5年度末)																																
	R 3	R 4	R 5	合計																																	
令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人			0人	5人																																
施設入所者の減少数 (A-D)	2人増			—	2人減																																
令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—																																
各年度末の入所者数 (D)	80人			—	76人																																
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中の新規施設入所者 1人 																																					
<p>令和3年度実績</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">実 績</th> <th rowspan="2">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> <td>0人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>施設入所者の減少数 (A-D)</td> <td>2人増</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>2人減</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末の入所者数 (A)</td> <td colspan="4">78人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各年度末の入所者数 (D)</td> <td>80人</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>76人</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	実 績				目標 (R5年度末)	R 3	R 4	R 5	合計	令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人			0人	5人	施設入所者の減少数 (A-D)	2人増			—	2人減	令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—	各年度末の入所者数 (D)	80人			—	76人
項 目	実 績				目標 (R5年度末)																																
	R 3	R 4	R 5	合計																																	
令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人			0人	5人																																
施設入所者の減少数 (A-D)	2人増			—	2人減																																
令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—																																
各年度末の入所者数 (D)	80人			—	76人																																

市の評価	E	<p>評価理由</p> <p>令和3年度中に地域生活への移行がなく、本人の施設入所希望により新たに1人が施設に入所し、見込みより新規入所者数が多く、地域生活へ移行した人数、施設入所者の減少者数ともに目標数値を達成できなかったため。</p>
今後に向けて	<p>福祉施設入所者の地域生活への移行は、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においても、引き続き目標として設定しています。</p> <p>令和3年度末時点で目標は達成できませんでしたが、障がい者が地域でいきいきと暮らせるよう、グループホームの充実や日中活動の場の確保を進めるとともに、地域定着支援や一般相談事業等の相談体制の確保の継続等、地域での生活を安心して継続していけるよう、引き続き当事者等の意向を尊重して取り組んでいきます。</p>	
評価会議の評価	D	<p>評価理由</p> <p>目標自体が達成困難なものですが、目標の達成に向けた道筋がつけられていないと感じます。一方で、新規施設入所者が1人となっており、グループホームの充実が図られていることは評価します。</p> <p>地域生活への移行に向けて、入所者に対する多くの情報提供や地域定着支援、相談体制の充実が必要となりますが、当事者のさまざまな状態を考慮した住まい選びが大切です。グループホームだけを地域生活移行の受け皿として考えるのではなく、日中活動の場も併せて必要になるため、国全体として考えるべき難しい問題だと考えます。</p> <p>当事者は、移行後に自分らしい生活が送れるのか、経済的に一定の収入が見込めないと切り詰めた生活なることなどを心配し、移行を留まっている背景もあると思います。地域生活への移行は当事者にとって大きな決断であるため、個人の考えを尊重すべきと考えます。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 2	地域生活支援拠点等の整備【継続】		計画期間	令和3年度 ～令和5年度																																								
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを本市における地域生活支援拠点として位置づけ、面的な整備を進めてきました。</p> <p>地域生活支援拠点として国が求める機能を地域の施設・事業所と連携しながら充実させていくとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた講演会・相談会等の事業を引き続き実施し、安心して地域生活が送れるように支援していきます。併せて、障がい特性により支援が困難な場合や緊急的な支援が必要な場合は、引き続き県が実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所」及び「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等を活用し、広域な連携を図っていきます。</p> <p>また、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実のため、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」にて、年1回の運用状況の検証を行っています。</p>																																											
<p>令和3年度 実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 1086 845 1182">項目</th> <th colspan="3" data-bbox="845 1086 1268 1182">実績</th> <th data-bbox="1268 1086 1428 1182">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="845 1182 989 1265">R3</th> <th data-bbox="989 1182 1129 1265">R4</th> <th data-bbox="1129 1182 1268 1265">R5</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="379 1265 845 1332">地域生活支援拠点等の整備</td> <td data-bbox="845 1265 989 1332">4機能 整備済</td> <td data-bbox="989 1265 1129 1332"></td> <td data-bbox="1129 1265 1268 1332"></td> <td data-bbox="1268 1265 1428 1332">整備 (5機能)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1332 470 1624" rowspan="5">国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援</td> <td data-bbox="470 1332 845 1400">相談</td> <td data-bbox="845 1332 989 1400">○</td> <td data-bbox="989 1332 1129 1400"></td> <td data-bbox="1129 1332 1268 1400"></td> <td data-bbox="1268 1332 1428 1624" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1400 845 1467">緊急時の受け入れ・対応</td> <td data-bbox="845 1400 989 1467">○</td> <td data-bbox="989 1400 1129 1467"></td> <td data-bbox="1129 1400 1268 1467"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1467 845 1534">体験の機会・場</td> <td data-bbox="845 1467 989 1534">整備に向けた検討</td> <td data-bbox="989 1467 1129 1534"></td> <td data-bbox="1129 1467 1268 1534"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1534 845 1601">専門的人材の確保</td> <td data-bbox="845 1534 989 1601">○</td> <td data-bbox="989 1534 1129 1601"></td> <td data-bbox="1129 1534 1268 1601"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1601 845 1624">地域の体制づくり</td> <td data-bbox="845 1601 989 1624">○</td> <td data-bbox="989 1601 1129 1624"></td> <td data-bbox="1129 1601 1268 1624"></td> </tr> </tbody> </table>				項目		実績			目標 (R5年度末)			R3	R4	R5		地域生活支援拠点等の整備		4機能 整備済			整備 (5機能)	国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援	相談	○			/	緊急時の受け入れ・対応	○			体験の機会・場	整備に向けた検討			専門的人材の確保	○			地域の体制づくり	○		
項目		実績			目標 (R5年度末)																																							
		R3	R4	R5																																								
地域生活支援拠点等の整備		4機能 整備済			整備 (5機能)																																							
国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援	相談	○			/																																							
	緊急時の受け入れ・対応	○																																										
	体験の機会・場	整備に向けた検討																																										
	専門的人材の確保	○																																										
	地域の体制づくり	○																																										
<p>市の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>地域生活拠点支援事業として国が示す5つの機能のうち、相談、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保、地域の体制づくりの4つの機能については、令和2年度末までに整備していますが、未整備になっている体験の機会・場について、引き続き調整が必要であり、整備に至っていないため。</p>																																										

<p>今後に向けて</p>	<p>未整備となっている体験の機会・場の整備については、引き続き地域の施設や事業所との調整や体験の機会・場につながる事業の検証を行い、整備に向けて取り組みます。</p> <p>また、既に整備済の機能については、地域の施設・事業所との連携のほか、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点の更なる機能の充実にに向けて取り組みます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>地域生活支援拠点等の整備が、おおむね進んでいることは評価します。一方で、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと思われるため、各機能の運用状況が懸念されます。このため、市単位で運用していくのではなく、広域でサービスを提供する事業者とのつながりを構築していただきたいと考えます。</p> <p>未整備になっている、体験の機会・場は、地域の施設や事業所等の協力を得る必要があり、整備に向けて連携を図っていただくよう期待します。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 3	福祉施設から一般就労への移行等【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度	
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。能力開発や訓練を行う機関、ハローワーク等関係機関と連携し雇用の場を開拓し、就労の場を確保するとともに、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実を図り、引き続き障がい者の一般就労への支援を行います。</p> <p>また、就労定着支援事業所と相談支援事業所の連携を強化することで、就労後の生活面の課題も含めた就労定着に向けての支援が行える体制を構築します。</p> <p><具体的目標></p>			
	項目		数値	考え方
	【基準】	一般就労移行者数（全体）	11人	令和元年度実績
		就労移行支援事業	7人	
		就労継続支援A型事業	1人	
		就労継続支援B型事業	3人	
	【目標値】	一般就労移行者数（全体）	16人 (1.27倍)	令和5年度目標
		就労移行支援事業	10人 (1.30倍)	
		就労継続支援A型事業	2人 (1.26倍)	
		就労継続支援B型事業	4人 (1.23倍)	
【目標値】	一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率	7割以上		
【目標値】	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上		

	項目	実績			目標 (R5年度末)
		R 3	R 4	R 5	
令和3年度 実績	一般就労移行者数（全体）	16人			16人
	就労移行支援事業	14人			
	就労継続支援 A型事業	0人			
	就労継続支援 B型事業	2人			
	一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率	3割			7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	10割			7割以上
市の評価	B	評価理由	就労継続支援A型事業の利用実績はありませんでしたが、一般就労移行者数の全体数では目標を達成しています。また、一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率は低いですが、就労定着支援事業所のうちの就労定着率については、目標を達成しているため。		
今後に向けて	<p>障がい者が企業等へ一般就労することは、障がい者が地域で自立し生活するために重要な課題であるため、能力開発等を行う機関やハローワーク等の関係機関と連携し、就労の場の確保に取り組みます。</p> <p>また、就労に結び付いても、生活リズムや環境の変化に対する不安などにより短期間で離職となる場合もあることから、綾瀬市障がい児者相談支援センターをはじめ、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携を強化するなど、就労の継続に向けて、就労後の生活面の課題も含めた支援に取り組みます。</p>				
評価会議の評価	B	評価理由	<p>就労定着支援事業の利用率が低かったことは、利用する必要がなかったか、もしくは提供された情報が上手く利用されなかったことが考えられます。障がい者が一般就労に移行することは、多くの関係機関や相談先の協力が必要となり、本人の生活全般に関わるため問題も多くありますが、その中で一般就労移行者数が目標に達したことは評価します。</p> <p>今後、地域の企業に障害者雇用を進めていただけるような体制づくりも大切だと考えます。超短時間労働の考え方が広まることで、就労定着率に良い影響が出るのではないかと考えます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により企業の求人数は減少していましたが、徐々に回復しており、今後も一人ひとりの力を見極め、福祉施設から企業へ行ける選択肢が増えることを期待します。</p>		

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 4	障がい児支援の提供体制の整備等【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度																						
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>児童発達支援センターもみの木園を中心に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施し、さらに保育所等訪問支援事業については令和5年度までの活動指標を設定し、インクルージョンを推進します。また、ライフステージに沿って切れ目の無い重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化、幼稚園や保育所等、小学校に対して集団生活への対応や発達の遅れなどがある児童を早期に適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援を行います。</p> <p>また、重症心身障がい児に対する児童発達支援事業はもみの木園で継続して行い、放課後等デイサービス事業については引き続き医療的ケア児の受け入れを行う事業所を支援するとともに、事業所に周知を行うことで受け入れ先の確保をしていきます。</p> <p>さらに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として設置している、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」のこども支援連絡会において、児童発達支援センターもみの木園に配置している医療的ケア児に関するコーディネーターや専門機関と連携しながら、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援が提供できる体制の強化を行います。</p>																								
	<p><活動指標></p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>見込み</th> <th colspan="3">第6期目標</th> </tr> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育所等訪問支援</td> <td>見込量(人日/月)</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>実利用者数(人/月)</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					項目	単位	見込み	第6期目標			R2	R3	R4	R5	保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14	実利用者数(人/月)	4	5	6
項目	単位	見込み	第6期目標																						
		R2	R3	R4	R5																				
保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14																				
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7																				

項目	実績			目標 (R5年度末)
	R3	R4	R5	
①児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施	実施			実施
②保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (2回)			設置
③医療的ケア児コーディネーターによる包括的支援体制強化を図るための取り組み	実施 (1回)			実施
重症心身障がい児への支援				
④児童発達支援事業の実施	実施 (1事業所)			実施
⑤放課後等デイサービス事業所の設置	設置 (1事業所)			設置に向けた取組の推進 (1か所以上の設置)
⑥保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	7人		14人
	実利用者数 (人/月)	4人		7人
【参考】 <ul style="list-style-type: none"> ・①は、児童発達支援センターもみの木園を中心に実施 ・②は、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の「こども支援連絡会」を協議の場として位置付け ・③は、児童発達支援センターもみの木園で実施 ・④は、児童発達支援センターもみの木園で実施 ・⑤は、市が規定する要件を満たした市内事業所へ補助を行うことで、受け入れ体制を確保 ・⑥は、児童発達支援センターもみの木園を中心に実施 				
市の評価	B	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、保育所等相談支援事業、相談支援事業等については、児童発達支援センターもみの木園を中心に取り組んでいますが、保育所等訪問支援は、実利用者数の減少に伴う利用量の減少により、目標を達成できなかったため。		

<p>今後に向けて</p>	<p>児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施するほか、ライフステージに沿った切れ目のない重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化や適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援に取り組みます。</p> <p>また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを中心に、専門機関と連携しながら、医療的ケア児に対しての総合的・包括的な支援が提供できる体制を強化していきます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>障がい児支援事業の多くが児童発達支援センターもみの木園で行われており、切れ目のない支援のネットワークが整備されてきたことは評価します。</p> <p>もみの木園の再編計画による、より充実した障がい児支援に向けた人員配置をお願いします。</p> <p>さまざまな専門機関と連携して、よりよい体制を目指していただき、医療的ケアを必要とする児童が活動できる場も増えていくことを期待します。</p>

目標 5	相談支援体制の充実・強化等【新規】	計画期間		令和3年度 ～令和5年度																												
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターで実施している総合的・専門的な相談支援では、関係専門機関と連携し、障がいの種類に応じて専門性のある職員を相談員として配置するとともに、関係機関や児童発達支援センターもみの木園等とも連携することで、適切な支援につなげられる体制を継続していきます。</p> <p>また、市内の相談支援事業所との定期連絡会の開催、事業所の指導や人材育成のための研修会を引き続き実施していきます。さらに、発達障がいや精神的な課題を持つ知的障がいの方への対応や、「親亡き後」を見据えた権利擁護に関する課題にも対応するために司法専門職との連携等に係る研修等も実施し、相談支援体制の強化に向け取り組んでいきます。</p>																															
	項 目			数値																												
	総合的・専門的な相談支援の実施			引き続き実施																												
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数			54件/年																												
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			12件/年																												
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数			12回/年																												
令和3年度 実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">実 績</th> <th rowspan="2">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合的・専門的な相談支援の実施</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> <td></td> <td>引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</td> <td>35件</td> <td></td> <td></td> <td>54件/年</td> </tr> <tr> <td>地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数</td> <td>16件</td> <td></td> <td></td> <td>12件/年</td> </tr> <tr> <td>地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</td> <td>11件</td> <td></td> <td></td> <td>12件/年</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	実 績			目標 (R5年度末)	R 3	R 4	R 5	総合的・専門的な相談支援の実施	引き続き実施			引き続き実施	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	35件			54件/年	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	16件			12件/年	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	11件			12件/年	
	項 目	実 績			目標 (R5年度末)																											
		R 3	R 4	R 5																												
	総合的・専門的な相談支援の実施	引き続き実施			引き続き実施																											
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	35件			54件/年																											
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	16件			12件/年																												
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	11件			12件/年																												
総合的・専門的な相談支援の実施			引き続き実施																													
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数			54件/年																													
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			12件/年																													
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数			12件/年																													

市の評価	C	<p>評価理由</p> <p>地域の相談支援所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の相談が減少し、それに伴い相談支援所からの相談件数も減少したため目標を達成できませんでしたが、それ以外の目標についてはおおむね達成できたため。</p>
今後に向けて	<p>障がい児者相談支援センターと関係専門機関が連携し、専門相談員の配置や児童発達支援センターとの連携等、適切な支援を行い、総合的・専門的な相談支援に努めていきます。また、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援として、連絡会や研修会の継続的な開催や、司法専門職との連携等による研修等を実施し、相談支援体制の強化に取り組んでいきます。</p>	
評価会議の評価	B	<p>評価理由</p> <p>基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターの働きで、相談支援の充実・強化が図られていることは評価します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により利用者からの相談数が減少しても、利用者の相談ニーズは変わらずにあると思っており、より多くの障がい者や障がい児の保護者に対して相談支援を周知することで相談件数が増え、それに伴って相談支援事業所への専門的な指導・助言等の件数も増えると考えます。</p> <p>安心して相談できる体制の質を落とさず維持し、充実させていくためにも、相談員数を増やしていく必要があると考えており、相談支援センターの運営において、相談員が十分に足りる体系や仕組みづくりに期待します。</p>

目標 6	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築 【新規】		計画期間	令和3年度 ～令和5年度																																									
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>障害福祉サービス等の利用状況を把握し、必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証するために、県が実施する障害福祉サービス等に係る初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修ほか、専門的な知識習得のための各種研修会に障がい福祉課在籍職員の8割程度にあたる10人が参加することを目標とし、今後も継続して積極的に参加していきます。</p> <p>また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を引き続き実施し、事業所等とも連携をしながら、適正な運営を行っている事業所の確保を継続して行っています。</p>																																												
令和3年度 実績	<table border="1" data-bbox="379 817 1431 1361"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 817 845 913">項 目</th> <th colspan="3" data-bbox="845 817 1268 862">実 績</th> <th data-bbox="1268 817 1431 913">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="845 862 989 913">R 3</th> <th data-bbox="989 862 1129 913">R 4</th> <th data-bbox="1129 862 1268 913">R 5</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="379 913 845 996">県主催研修、各種研修実参加人数</td> <td data-bbox="845 913 989 996">9人</td> <td data-bbox="989 913 1129 996"></td> <td data-bbox="1129 913 1268 996"></td> <td data-bbox="1268 913 1431 996">10人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="379 996 845 1079">県主催研修、各種研修参加回数</td> <td data-bbox="845 996 989 1079">29回</td> <td data-bbox="989 996 1129 1079"></td> <td data-bbox="1129 996 1268 1079"></td> <td data-bbox="1268 996 1431 1361" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1079 470 1288" rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研修内容</td> <td data-bbox="470 1079 845 1149">手帳交付事務関係</td> <td data-bbox="845 1079 989 1149">2回</td> <td data-bbox="989 1079 1129 1149"></td> <td data-bbox="1129 1079 1268 1149"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1149 845 1218">虐待防止・権利擁護研修</td> <td data-bbox="845 1149 989 1218">1回</td> <td data-bbox="989 1149 1129 1218"></td> <td data-bbox="1129 1149 1268 1218"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1218 845 1288">身体・知的初任者研修</td> <td data-bbox="845 1218 989 1288">2回</td> <td data-bbox="989 1218 1129 1288"></td> <td data-bbox="1129 1218 1268 1288"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1288 845 1361">その他各種研修</td> <td data-bbox="845 1288 989 1361">24回</td> <td data-bbox="989 1288 1129 1361"></td> <td data-bbox="1129 1288 1268 1361"></td> </tr> </tbody> </table>				項 目		実 績			目標 (R5年度末)			R 3	R 4	R 5		県主催研修、各種研修実参加人数		9人			10人	県主催研修、各種研修参加回数		29回			/	研修内容	手帳交付事務関係	2回			虐待防止・権利擁護研修	1回			身体・知的初任者研修	2回			その他各種研修	24回		
項 目		実 績			目標 (R5年度末)																																								
		R 3	R 4	R 5																																									
県主催研修、各種研修実参加人数		9人			10人																																								
県主催研修、各種研修参加回数		29回			/																																								
研修内容	手帳交付事務関係	2回																																											
	虐待防止・権利擁護研修	1回																																											
	身体・知的初任者研修	2回																																											
	その他各種研修	24回																																											
市の評価	B	評価理由	<p>県主催の研修等に延べ29回参加し、専門的な知識の習得に努めました。また、障害者自立支援審査支払等システム等の分析結果により、事業所に指導・助言を行うことが出来ているため。</p>																																										

<p>今後に向けて</p>	<p>障害福祉サービスの質の向上のため、職員の資質向上の目的で新規に目標設定しました。令和3年度はおおむね目標を達成しています、今後も引き続き研修等を利用し、職員の資質を向上を目指します。また、引き続き障害者自立支援審査支払等システム等の分析結果を活用し、事業所等と連携して、障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>障害福祉サービスは、多くの障がい者の声を取り入れてきたことから質が向上しており、体制が構築できていると考えます。日々変わっていく法制度に対して、研修を行っていることを評価します。</p> <p>障がい者との関わりの中でサービスの必要性が見えてくると考えており、今後もサービスの質の向上のために、障がい者を中心にした体制づくりを期待します。</p>

Ⅲ 障害福祉サービス等の実績

1. 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
①訪問系サービス											
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	サービス量(時間/月)	1,262	1,533	121.5%	1,262			1,262			
	実利用者数(人/月)	60	65	108.3%	60			60			
②日中活動系サービス											
2 生活介護	サービス量(日/月)	3,471	3,640	104.9%	3,504			3,537			
	実利用者数(人/月)	173	183	105.8%	175			177			
3 自立訓練(機能訓練)	サービス量(人日/月)	46	35	76.1%	46			46			
	実利用者数(人/月)	2	2	100.0%	2			2			
4 自立訓練(生活訓練)	サービス量(人日/月)	45	47	104.4%	45			45			
	実利用者数(人/月)	3	5	166.7%	3			3			
5 就労移行支援	サービス量(人日/月)	418	422	101.0%	418			418			
	実利用者数(人/月)	25	25	100.0%	25			25			
6 就労継続支援(A型)	サービス量(人日/月)	221	211	95.5%	221			255			
	実利用者数(人/月)	13	13	100.0%	13			15			
7 就労継続支援(B型)	サービス量(人日/月)	1,747	1,573	90.0%	1,747			2,008			
	実利用者数(人/月)	115	99	86.1%	115			135			
8 就労定着支援	実利用者数(人/月)	24	15	62.5%	24			34			
9 療養介護	実利用者数(人/月)	10	9	90.0%	10			10			
10 短期入所(ショートステイ)	福祉型	サービス量(人日/月)	522	262	50.2%	522			648		
		実利用者数(人/月)	58	28	48.3%	58			72		
	医療型	サービス量(人日/月)	501	234	46.7%	501			627		
		実利用者数(人/月)	51	21	41.2%	51			65		
		サービス量(人日/月)	21	28	133.3%	21			21		
		実利用者数(人/月)	7	7	100.0%	7			7		
③居住系サービス											
11 自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	1	50.0%	2			2			
12 共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人/月)	70	65	92.9%	77			85			
13 施設入所支援	実利用者数(人/月)	78	83	106.4%	77			76			
④相談支援											
14 計画相談支援	実利用者数(人/月)	30	29	96.7%	30			31			
15 地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	0	0.0%	2			2			
16 地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	0	0.0%	2			2			

2. 障害児通所支援・障害児相談支援

①障害児通所支援										
17 児童発達支援	サービス量(人日/月)	610	575	94.3%	670			730		
	実利用者数(人/月)	61	55	90.2%	67			73		
18 医療型児童発達支援	サービス量(人日/月)	5	0	0.0%	5			5		
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1			1		
19 放課後等デイサービス	サービス量(人日/月)	2,033	1,696	83.4%	2,411			2,858		
	実利用者数(人/月)	210	165	78.6%	251			300		
20 保育所等訪問支援	サービス量(人日/月)	10	7	70.0%	12			14		
	実利用者数(人/月)	5	4	80.0%	6			7		
21 居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日/月)	2	0	0.0%	2			2		
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1			1		
②障害児相談支援										
22 障害児相談支援	実利用者数(人/月)	28	17	60.7%	39			53		

3. 地域生活支援事業

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
①相談支援事業										
23	障害者相談支援事業	か所数(か所/年)	6	6	100.0%	6		6		
24	あやとも協議会※1	か所数(か所/年)	1	1	100.0%	1		1		
成年後見制度利用支援事業										
25	市長申立て	実利用者数(人/年)	5	3	60.0%	7		10		
	報酬助成	実利用者数(人/年)	12	7	58.3%	17		27		
②意思疎通支援事業										
26	手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	25	15	60.0%	25		25		
		延利用件数(件/年)	122	114	93.4%	113		103		
27	要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	2	3	150.0%	2		2		
		延利用件数(件/年)	25	19	76.0%	26		28		
28	手話通訳者設置事業	実利用者数(人/年)	25	23	92.0%	25		25		
		延利用件数(件/年)	487	414	85.0%	539		581		
③日常生活用具給付等事業										
29	介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	10	3	30.0%	12		25		
30	自立生活支援用具	給付件数(件/年)	8	13	162.5%	7		103		
31	在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	19	8	42.1%	25		2		
32	情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	14	6	42.9%	15		28		
33	排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	309	320	103.6%	318		25		
34	居住生活動作補助用具	給付件数(件/年)	5	3	60.0%	6		581		
④移動支援事業										
35	移動支援事業	か所数(か所/年)	27	24	88.9%	28		29		
		実利用者数(人/年)	38	21	55.3%	39		40		
		延利用時間数(時間/年)	2,853	1,652	57.9%	2,649		2,460		
⑤重度障害者移動支援事業										
36	重度障害者移動支援事業	延利用者数(人/年)	244	226	92.6%	249		254		
⑥住宅改良費助成事業										
37	住宅改良費助成事業	給付件数(件/年)	3	3	100.0%	3		3		
⑦地域活動支援センター										
38	地域活動支援センター	か所数(か所/年)	2	2	100.0%	2		2		
		実利用者数(人/年)	205	151	73.7%	231		260		
⑧その他事業										
39	訪問入浴サービス事業	登録者数(人/年)	5	4	80.0%	4		4		
40	日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	66	41	62.1%	70		74		
社会参加促進事業										
41	点字・声の広報事業	実利用者数(団体/月)	2	2	100.0%	2		2		
42	手話入門・手話通訳者養成研講座	実利用者数(人/月)	30	23	76.7%	17		17		

4. 発達障がい者等に対する支援

①発達障がい者に対する支援										
43	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム	実利用者数(人/月)	6	8	133.3%	6		6		
44	一般相談支援事業(発達障がい)	実利用者数(人/月)	86	129	150.0%	86		86		

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度				
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率		
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築												
45	保険・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数（回/年）	4	4	100.0%	4			4			
		関係者ごとの参加者数（人/回）	10	8	80.0%	10			10			
		目標設定及び評価の実施回数（回/年）	2	2	100.0%	2			2			
46	地域移行支援	実利用者数（人/月）	1	0	0.0%	1			1			
47	地域定着支援	実利用者数（人/月）	1	0	0.0%	1			1			
48	共同生活援助	実利用者数（人/月）	28	35	125.0%	31			34			
49	自立生活援助	実利用者数（人/月）	1	1	100.0%	1			1			
※1 正式名称は「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」		計 画 値 か ら	+30%以上	6事業			0事業			0事業		
			+11～30%	2事業			0事業			0事業		
			±10%	29事業			0事業			0事業		
			-11～30%	13事業			0事業			0事業		
			-30%未満	17事業			0事業			0事業		
			算定不可(実績0)	8事業			0事業			0事業		

令和3年度は、数値目標を掲げた75項目のうち、50項目が計画値に対し70%以上で推移しました。令和2年度の66項目のうち、41項目に比較すると、微増（R2、62%→R3、66%）ですが、訪問系サービス、日中活動系サービス等多くのサービスで利用量が増加傾向です。

そのほか、地域定着支援や医療型児童発達支援など、令和2年度に引き続き、第5期計画から利用のないサービスや新型コロナウイルス感染症の影響を受けているサービスを除くと、多くの事業で計画通りサービスの利用ができていると考えます。

IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～ 評価会議委員からの意見 ～

- ・ 数値で見た今回の評価ですが、様々な要因が考えられると思います。綾瀬市の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況が他の市町村の平均より上なのか下なのか、環境・立地等の地域性もあると思いますが、相対的評価を知ると綾瀬市の障がい福祉の強みと課題が見えてくると思うため、綾瀬市以外の市町村の評価データがあるとよいと思います。
- ・ 障害種別で、見る角度は違ってくるとは思いますが、障害があってもなくても誰にでも優しいユニバーサルな体制づくりであってほしいと願っており、協議会が、より機能することも必要であると感じました。
- ・ 障がい福祉計画の評価に携わることで、地域移行、地域生活、児童、相談など、様々な形態がリンクしていることが分かり、綾瀬市が目指している福祉、共生を理解できました。福祉計画の数値目標がクリアされていない目標もありますが、総括的にはある程度満足できる数値になっていると思われます。年々少数であっても増加しつつある障がい者・障がい児の生活を満足行くものにしてゆく計画になっていると思うので、これからも計画実現に協力していきたいと思っています。



V 参考資料

1. サービスの種類と内容

(1) 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類		内 容
①訪問系サービス		
1	居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
②日中活動系サービス		
2	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
3	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
4	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
5	就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業（原則2年の就労に向けた通過型の事業）です。 この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障がい者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。
6	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約の締結等により働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
7	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難で、雇用契約の締結等による就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（障がい者の作業訓練の場）。
8	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを提供します。
9	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。
10	短期入所（ショートステイ）	障がいのある人を自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。
	福祉型	
	医療型	
③居住系サービス		
11	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
12	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。
13	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

サービスの種類		内 容
④相談支援		
14	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、サービス等利用計画の作成等を行います。
15	地域移行支援	入所施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
16	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がい者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の時等に訪問や対応等の各種支援を行います。

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービスの種類		内 容
①障害児通所支援		
17	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の育成、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
18	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法上の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援及び医療的ケアを行います。
19	放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、医療的ケアが必要な重度障がい児の受入先を確保し、放課後等の居場所づくりを推進します。
20	保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所、乳児院、児童擁護施設などを訪問し、保護者や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
21	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
②障害児相談支援		
22	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、障害児支援利用計画の作成等を行います。

(3) 地域生活支援事業

サービスの種類		内 容
①相談支援事業		
23	障害者相談支援事業	障がいのある人や家族からの相談に応じる相談支援について、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、相談支援を行います。
24	障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	障がいのある人が、安心して暮らせる地域を作るため、関係機関が情報を共有し、障がい福祉に関する地域の課題を検討し、支援を強化します。
25	成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行います。
	市長申立て 報酬助成	

サービスの種類		内 容
②意思疎通支援事業		
26	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。
27	要約筆記者派遣事業	
28	手話通訳者設置事業	
③日常生活用具給付等事業		
	在宅の重度の障がい児者及び難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。	
29	介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット等
30	自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
31	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人体温計等
32	情報・意思疎通支援用具	点字器、人口咽頭等
33	排泄管理支援用具	ストマ装具等
34	居住生活動作補助用具	住宅改修費
④移動支援事業		
35	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立と社会参加を促します。
⑤重度障害者移動支援事業		
36	重度障害者移動支援事業	歩行困難な身体障がい児者で車いすを使用している人を対象に、リフト付き車両等を運行し、障がい児者の社会参加の促進を図ることを目的に実施します。
⑥住宅改良費助成事業		
37	住宅改良費助成事業	在宅の重度心身障がい児者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図ります。
⑦地域活動支援センター		
38	地域活動支援センター	精神障がいのある人の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。
⑧その他事業		
39	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度障がい児者に対して、入浴サービスを提供します。
40	日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るとともに、医療的ケアが必要な重度障がい者の受入先の確保を進めます。
	社会参加促進事業	
41	点字・声の広報事業	文字による情報入手が困難な障がい児者のために、「広報あやせ」等を定期的に点訳、音訳を行い、地域で生活するうえで、必要な情報を提供します。
42	手話通訳者・奉仕員養成研修事業	聴覚障がい児者の意思疎通を図るために、必要な手話通訳者・奉仕員を養成します。（現「手話通訳者養成講座・手話入門講座」）

2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に係る評価会議
委員名簿

(敬称略・順不同)

組 織 名 等	氏 名	備 考
綾瀬市身体障害者福祉協会	西 川 和 朗	座長
綾瀬市手をつなぐ育成会	大 部 さつき	副座長
社会福祉法人聖音会 さがみ野ホーム	佐 竹 昇 平	
社会福祉法人唐池学園 貴志園	鈴 木 徹	
社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会	綱 島 明	